

○檜葉町姉妹都市宿泊施設利用費助成要綱

平成22年6月1日告示第63号

改正

平成24年3月26日告示第8号

平成25年4月1日告示第18号

平成26年4月1日告示第9号

平成27年4月1日告示第5号

平成28年3月31日告示第4号

平成30年3月31日告示第11号

令和2年3月31日告示第32号

檜葉町姉妹都市宿泊施設利用費助成要綱

(目的)

第1条 この告示は、姉妹都市である会津美里町を訪問し、新鶴温泉んだ（以下「宿泊施設」という。）に宿泊した者に対し、宿泊費用の一部を助成することにより姉妹都市相互の交流促進と住民文化の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 宿泊費の助成を受けることのできる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本町に記載若しくは登録されている者であって、宿泊施設を利用する者（以下「利用者」という。）とする。

(助成の申請等)

第3条 利用者は、宿泊費の助成を受けようとするときは、姉妹都市宿泊施設利用費助成券交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の対象者と認めるときは、宿泊施設利用助成券（様式第2号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

3 利用者は、宿泊施設に宿泊するときは、助成券を宿泊施設に提出しなければならない。

(助成の額)

第4条 宿泊費の助成額は、2泊を上限とし、1泊につき5,000円とする。

2 当該宿泊に係る料金が5,000円に満たない場合、助成額は当該宿泊料金と同額とする。

3 助成券の交付は、予算の範囲内で行うものとし、利用者1人につき年間1回までとする。

(不正使用の禁止)

第5条 利用者は、助成券を他人に譲渡し、又は不正に利用してはならない。

(助成額の請求等)

第6条 宿泊施設は、宿泊利用費助成金請求書（様式第3号）に受け取った助成券を添えて、当該月分を翌月の末日までに町長に請求しなければならない。

(助成額の返還)

第7条 町長は、利用者が不正な行為等により助成券の交付を受け、又は助成を受けたときは、その者から助成券又は助成の額に相当する額を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成22年6月1日から施行する。

2 平成24年4月1日から平成32年3月31日までの間における宿泊費の助成額については、第4条中「1,000円」とあるのは「2,000円」とする。